

所定疾患施設療養費

2012年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において入所されている利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における、施設内での医療提供の対応について以下の要件を満たした場合評価されることになっています。厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

1. 対象となる疾患名

- ・ 肺炎
- ・ 尿路感染症
- ・ 带状疱疹
- ・ 蜂窩織炎 (2021年4月から追加されました。)

2. 上記疾患で、投薬・検査・駐車・処置等を行った場合（肺炎、又は尿路感染症の場合は検査を行った場合に限る。）算定します。

2020年度 所定疾患施設療養費 算定状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	2	3	0	2	1	0	1	0	3	2	0	0	14
	治療日数	10	15	0	11	2	0	5	0	11	6	0	0	60
尿路感染症	人数	0	1	0	0	1	1	1	2	3	2	2	1	14
	治療日数	0	1	0	0	7	1	5	7	8	8	7	4	48
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2021年度 所定疾患施設療養費 算定状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	0	0	0	0	1	0	0	1					
	治療日数	0	0	0	0	7	0	0	5					
尿路感染症	人数	0	0	1	1	0	0	0	2					
	治療日数	0	0	7	4	0	0	0	8					
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0					
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0					
蜂窩織炎	人数	0	0	0	1	5	1	1	1					
	治療日数	0	0	0	7	31	5	7	5					